

「示談交渉サービス」の功罪

なぜ被害者の家族は、 名誉毀損で訴えられたのか？

「安田火災の代理人」と称する弁護士が被害者に一方的に送りつけてきた内容証明郵便。
被害者と加害者の信頼関係を崩す、大きな要因のひとつになつた「通知書」をめぐる疑惑を検証する。

「弁護士が事実確認もせず、被害者に対して、『正面衝突だ、変える気はない』と……。弁護士なら、もう少し事実を確認してから（内容証明郵便）出してほしいものですよ。あの文書がいかにデタラメで脅迫的か、あんなのは暴力だ！」

2002年10月18日、大分地方裁判所の法廷に、怒りを抑えきれず、加害者側弁護士に詰め寄る男性の声が響いた。

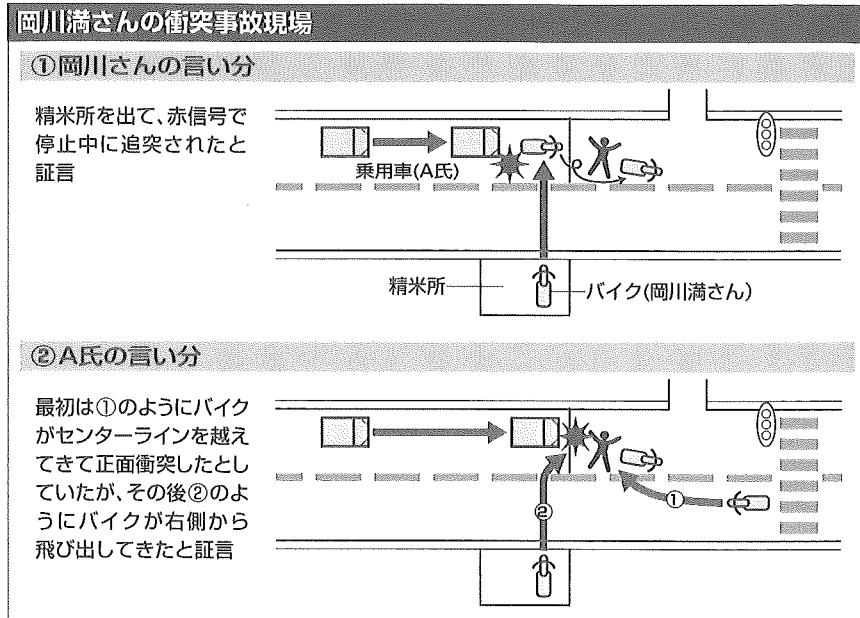
2003年2月2日には、テレビ朝日の『スクープ・スペシャル』で、「告発！ 大分県警調書改ざん疑惑」と題した本事件の特集が放映されたが、事故から7年目に入った現在も、さまざま疑惑は具体的には晴らされていないまだまだ。

通称「大分・岡川事件」――。

私は、この事故の被害者である岡川満さん（当時79歳、

事故から4年後、衰弱のため死亡）の家族から連絡を受け

（テレビ朝日のHPで番組の動画を配信中 <http://www.ttv.jp>



「J」の裁判は、1996年に重傷事故を起こしたA氏が、被害者の息子である岡川忠生さんと岡川茂樹さんに対し、「被害者側の行為は、名誉毀損、ストーカー行為などにあたる」と主張し、645万円の慰謝料を請求したもんだ。訴えられた岡川さん兄弟は、あえて弁護士に依頼せず、本人訴訟というかたちで闘うことを決意。この日は、兄の忠生さんが法廷に立ち、A氏と、弟の茂樹さんに対する証人尋問を行なつていた。

冒頭の発言は、まさにその尋問の最中に、忠生さんの口から、A氏の弁護士に向がつて発せられたものだったのだ。たしかに、これまで岡川さん兄弟が行なつてきた数々の行為に問題がなかつたとはいえないだろう。訴状を見ると、A氏とその家族が、事故後、いかに苦しい思いを強いられてきたかがよくわかる。自宅周辺での実名入りビラ撒きや教育委員会への談判、また地元新聞などに実名報道されたことによつて、まったく関係のない、第三者からのいやがらせ電話などもたびたびあつたようだ。

もちろん、交通事故の加害者だからといつて、そうした仕打ちを受けなければならないという理由はないはずだ。

たしかに、A氏の弁護士に向がつて発せられたものだったのだ。たしかに、岡川さん兄弟はこう反論する。

しかし、岡川さん兄弟はこう反論する。

「名譽毀損で訴えられることは覚悟していました。でも、そうせざるをえなかつた理由が、こちらにもあるのです。そもそも弁護士が送りつけた『御通知』という脅迫状でした。あれを手にしたときの、私たち家族の恐怖と怒りと不安が、いつたいどれほどのものであつたか……。何の調査もせず、一方的に父の名譽を毀損してきたのは、安田火災とK弁護士です。こんなことが許されていいはずがありません！たとえ訴えられても、法廷ではつきりさせておかなければならぬ重大な問題だつたのです」

事故発生からすでに7年目。この事件は、実際に多くの問題を含んでおり、すべてを説明するのは難しいが、ここでは、被害者の家族が厳しく糾弾する「脅迫状」のような『御通知』が、いつたいどのようなものであつたのかについて検証してみたいと思う。

【**言い分を変えた加害者** **「正面衝突」は思い違いだった！**

事故は、1996年8月30日午後2時頃、大分県佐伯

市の国道で起つた。その日、精米を終えて原付バイクで帰宅しようとした岡川満さんは、交差点近くで乗用車と衝突。意識不明のまま運ばれた病院で、脳挫傷、左足挫滅と診断され、すぐに左足を切断する緊急手術を受けた。

乗用車を運転していたのは、高校教師のA氏（当時23歳）だった。

事故直後、A氏は、「まっすぐに走ついたら、前から突然、バイクが突つ込んできた」と供述。管轄の大分県警佐伯署は、「岡川さんのセンター線オーバーによる正面衝突」と判断し、翌日の新聞も、警察の発表どおり、「ミニバイクの79歳、中央線を越え車と衝突、重傷」という見出しでこの事故を報じていた。

しかし、この事故が「バイクのセンター線オーバーによる正面衝突」ではなかつたことが明らかになるまでに、それほど時間はかからなかつた。事故の翌日には、すでに複数の目撃者から、「新聞報道は事実と違う」という具体的な情報が、相次いで岡川さん家族のもとに寄せられていたからである。

たしかに、家族も事故直後から疑問を感じてはいた。まず、帰宅途中の満さんのバイクが自宅方面とは逆に向

いており、また、「正面衝突」のはずなのに、現場に放置されていたバイクの前面には、それらしき痕跡がまつたく見当たらなかつたからだ。

事故から3日後、岡川さん家族は佐伯警察署に出向き、「もういちど現場検証を行なつてほしい」と依頼した。しかし警察は、「乗用車の前部には、正面衝突による傷がある」と言つて、まともに取りあおうとしなかつたといふ。

次男の茂樹さんは、そのときのやりとりを、こう振り返る。

「私は思わず聞き返しました。『それなら、父の足は、いつたいどうやつて切れたのですか?』と。すると彼らは、吐き捨てるようにこう言つたのです。『(足は)空気でも切れる』『地球は回つてゐるんだ。3日も経てば証拠もなくなる!』と」

途方に暮れた岡川さんたちは、自分たちで証拠集めをするほかなかつた。目撃者への聞き込み、事故現場の写真撮影、検察庁への文書の提出……。そんな矢先、左足の切断手術を受け、生死の境をさまよつていた満さんが、奇跡的に意識をとり戻したのだ。

一方、加害者のA氏は、事故から4日後には、すでに

岡川さんの家族の前で、「正面衝突は思い違ひであつた」と証言を変えていた。そして、A氏だけでなく警察も新聞社も、「正面衝突」ではなかつたこと、バイクの向きが逆であつたことを正式に認めた。事故の翌年、A氏は業務上過失傷害で大分地検佐伯支部に略式起訴され、40万円の罰金刑を受けたのである(この後、民事裁判や刑事告発など、さまざまなお出来事が起つたが、ここでは省略する)。

安田火災の弁護士から 突然、送られてきた「御通知」

「被害者のバイクのセンターラインオーバーによる正面衝突」と報じられた事故について、あとから「実は、正面衝突はドライバーの思い違いでした」と訂正されても、そのまま素直に納得できる人は少ないだろう。被害者は意識不明の重体で、なにひとつ証言することができない。そんな状況のなかで虚偽の証言をし、すべての過失を被害者になすりつけようとした加害者の行為は、きわめて悪質といわざるをえない。

ちなみに、被害者が「センターラインオーバーの正面衝突」をした場合、よほどの理由がないかぎり、過失割

合は100%対0%となり、相手の車は「無責」(責任がまったくない)と判断される。そうなると、被害者には自賠責保険も任意の対人保険も、まったく支払われないことになるのだ。つまり、岡川さんの場合も、脳挫傷、左足切断という重傷を負つたにもかかわらず、当初、発表された「正面衝突」という事故状況のままだと、加害者からの賠償はまったく受けられない可能性があつたのだ。

岡川さんは語る。

「事故直後は、親父がセンターラインを飛び出して正面衝突したといわれていましたから、私たちはA先生に何度も頭を下げて謝罪しました。そして、高校教師としての仕事に迷惑がかからないよう、ゆくゆくは『嘆願書』を書こうという話もしていたのです。ですから、実際の事故状況がまったく違つていたということを知つたときには驚きましたね。また、『加害車は現場からそのまま逃走したと』とか、『運転していたのはA先生ではない』といふような目撃証言も次々と寄せられていたので、とにかく私たちも自分の足で証言を集め、加害者とされるA先生にも直接話を聞き、真実を探すしかなかつたのです」

ところが、事故から2カ月後の平成8年11月1日、忠生さんのとともに、以下のような「御通知」が、「内容証明郵便」で届けられた。

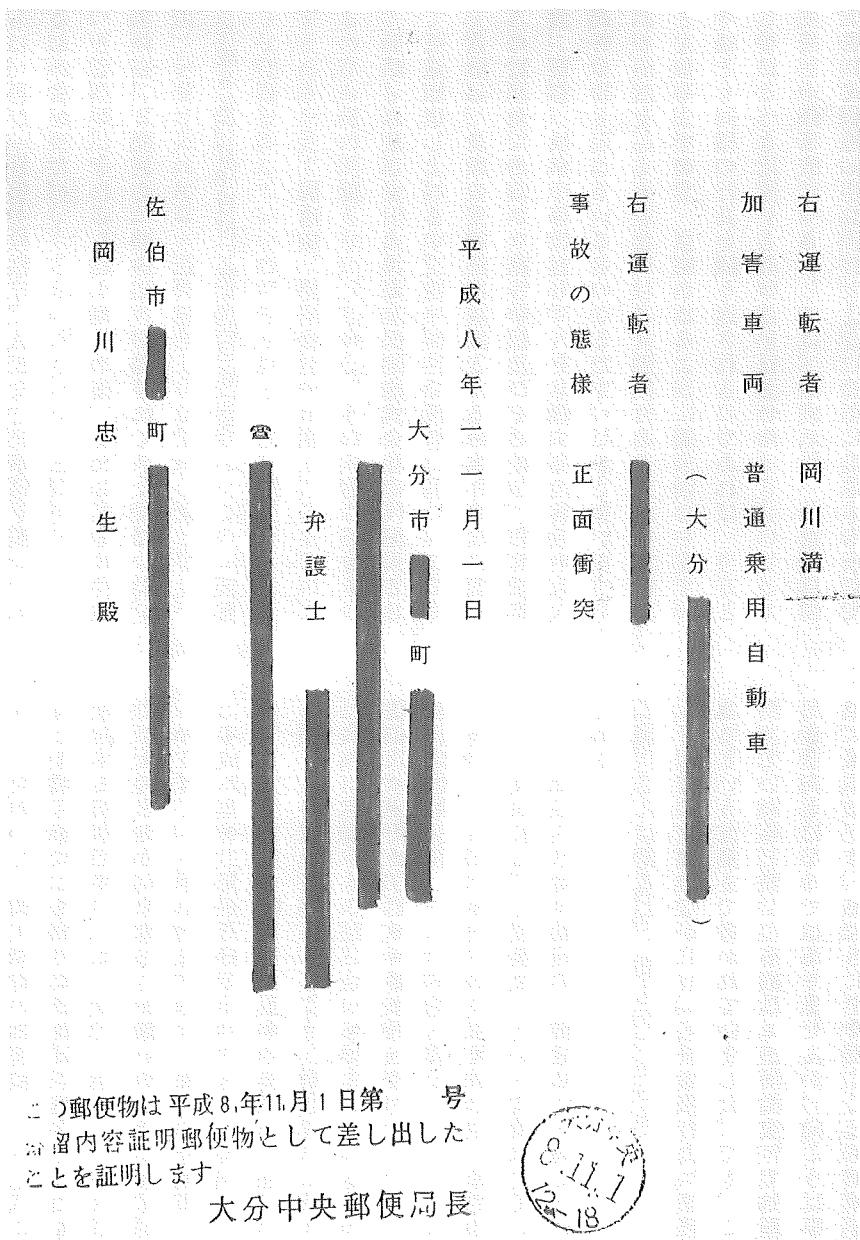
差出人は、加害者のA氏と安田火災からこの事件の依頼を受けたという、K弁護士である。

〔平成8年11月1日付、第1回目通知書〕

御通知

前略 当職は佐伯市＊＊町＊丁目＊番＊号 A(加害者)及び安田火災海上保険株式会社からAと貴殿のご尊父岡川満殿との後記記載交通事故(以下、「本件事故」という)につき依頼を受けた弁護士です。

本件事故の態様については、Aが貴殿ら及び警察等に既に申し上げているとおりです。しかるに、貴殿はAの述べている事故の態様が事実に反するとしてAの勤務する学校に出向いたり、あるいはAに直接面会を求める等して事故の態様について訂正することを求めています。貴殿が何如なる根拠にもとづいてAの主張する事故の態様が事実と異なると言つてゐるのか定かではありません



「事故の態様 正面衝突」と記された弁護士からの「御通知」

が、この点につきましては、貴殿から何如に求められようとも事実に反する内容に変更することはできません。

したがつて、今後も同様の要求をされようとも応じかねますのでその旨あらかじめ御通知申し上げます。また、

学校に直接来られたりすることは、他の教師や生徒に不必要的不安・動搖を与えることになりますので、厳にお慎み下さい。また、被害弁償については保険会社とも相談のうえ、適正に行なう所存です。

尚、本件については、当職が一切の委任を受けていますので連絡等があれば当職宛に願います。A本人に直接連絡されても対応できないこともありますので宜しくお願いします。

記

(事故の表示)

発生日時 平成八年八月三〇日 午後二時五分頃
発生場所 佐伯市大字鶴望二二九番地の一
被害車両 原動機付自転車（佐伯市る二五八八）
右運転者 岡川満
加害車両 普通乗用自動車（大分＊＊＊＊＊＊＊）
右運転者 A
事故の態様 正面衝突

この「御通知」を手にしたときのことを、忠生さんは憤りを隠せない様子で振り返る。

「本当に驚きました。事故から2カ月後に安田火災のK弁護士から送られてきたこの文書には、事故の態様が『正面衝突』だとはっきり書かれていたからです。加害者のA氏本人は、事故の4日後に『正面衝突ではなかつた』とはつきり話していたのに……。私たちは、いったい何がどうなっているのかまったくわからず、混乱しました。たしかに事故後、A氏の勤務先に出向いたりしたことはありました。しかし、「正面衝突」と報道された事故が「正面衝突ではなかった」のです。そのうえ、さまざまな疑惑が浮上しているなかで、いつたい何が真実なのか、調べたいと思うのは当然のことでしょう」

この「御通知」の内容に納得できなかつた岡川さんた

平成八年一月一日

大分市＊＊町＊丁目＊＊番＊号

弁護士 K

佐伯市＊＊町＊丁目＊＊番＊号

岡川忠生殿

ちは、再び、警察や検察庁、A氏などに事情を聞いて回るしかなかった。

ところが、それから約1カ月半後、またしてもK弁護士から、2度目の「御通知」が送られてきたのだった。

〈平成8年12月18日付、第2回目通知書〉

御通知

前略 A及び安田火災海上保険株式会社の代理人として御通知申し上げます。

佐伯市**町**丁目**番**号
岡川忠生殿

貴殿は、貴殿の父親岡川満殿とAとの本件事故に関し、

Aの勤務先である**高等学校及びその校長、教育委員会、警察、検察庁等に対し、Aを非難する内容の申し入れ等を繰り返しているとのことです。しかしながら、それが限度を越える場合には名誉毀損行為や業務妨害行為ともなりますので、自制されるように要求いたします。今後とも同様の行為を繰り返されるのであれば、当方として然るべき措置をとらざるを得ません。

尚、本件事故につきましては、平成8年一月一日付文書にて御通知申し上げたように適正に処理する所存で

この文書には、「正面衝突」という言葉は出ていないものの、認識内容は、前回の「御通知」と同じということである。

岡川さんは語る。

「2回目の文書のなかには、『名誉毀損行為』『業務妨害行為』という言葉まで書かれていました。でも、このまま黙っていたら、親父の事故は『正面衝突』で処理されてしまうことになるではありませんか。向こうは事故車を見に来ることも、私たちに話を聞くこともせず、一方的

にこの事故を『正面衝突』と決めつけ、こちらがその根拠を確かめようとする、本人とは会うな、名誉毀損だと、と脅してくる……。これが損保会社のやり方なのでしょうか」

交通事故被害者・遺族のなかには、損保側の弁護士から送られてくる通知書に対し、岡川さんと同様の印象を持ったことがある人も多いのではないだろうか。何を根拠に判断したのかも明記せず、一方的に被害者側の過失を挙げ連ね、「今後は弁護士が窓口になります」と、先制攻撃ともいえる文書を送りつけてくるのだ。

もちろん、これらの文書が綿密な調査に基づいて作成されたものであり、その事実に被害者や遺族が納得できるのなら何の問題もない。しかし、その内容のあまりの

ずさんさを見ていると、損保会社や弁護士によるこのような行為を許していいのだろうかと、首を傾げたくなる。もし、岡川さんが「正面衝突」と書かれたこの「御通知」を受け入れたら、過失割合100%対0%となり、結果的に、加害者からの損害賠償をまったく受けられない可能性が出てくる。言い換えれば、安田火災はまつたく保険金を支払わなくともいいということになるのだ。

しかし、加害者本人がすでに「正面衝突ではなかつ

す。したがって、岡川満殿の損害額につき正式に文書等により明らかにしていただければ、当方としてもそれを検討する所存です。

以上のとおり何卒宜しくお願ひ申し上げます。

平成8年一二月一八日

大分市**町**丁目**番**号
弁護士 K

〈平成9年1月8日付、第3回目通知書〉

御通知

前略 Aと岡川満氏との交通事故の件、事故の態様が当初A氏が説明していた内容と異なっていたことについては、先般、A氏の方から説明を受けました。

貴殿は当職らとの話し合いを要求しているということも聞きました。当職らとしても、特段異存は有りませんが、まだ、満氏の治療が継続中の現時点で話し合ったとしても、被害弁償額等の呈示ができず、前向きな話し合いができないと思われますので、満氏の治療終了後に全額の呈示を含めた交渉をさせていただきたいと思います。

なお、要望等があれば、県庁に座り込む等の行為に出

平成九年一月八日

大分市***町***-K

佐伯市＊＊町＊丁目＊＊番＊号

いえないだろうか。
この通知書に対して、岡川さんは、「私たちは、県庁に座り込んだ覚えは、いつさいありません」と反論している。

そして、それから約半年後、第4回目の『御通知』が岡川さんのもとに届けられた。

金匱要略

先般、A氏の方から説明を受けました」と、書いているが、果たしてこの一文で済む問題なのだろうか。これだけの間違いをおかし、被害者の家族を不安のどん底に陥れておきながら、1回目と2回目の「御通知」の内容に誤りがあったことについての謝罪は、いつさいないままである。

も怒りを感じるが、ここで改めて疑問を感じるのは、1回目と2回目の「御通知」が、加害者本人であり依頼者であるA氏に、まったく事情を聞かないままに作成されているということである。こうした手抜き作業が、結果的に、依頼者であるA氏を苦しめることになつたとは

貴殿は、貴殿の父親岡川満氏とAとの本件事故に関し、Aの勤務先である**高等学校の監督官庁である大分県教育庁等に座り込みをする等し、同高校の校長やAらとの面会を求める訴訟外における交渉を繰り返しています。しかしながら、Aの方は本件の解決については、全面的に当職の方に委任しております。従つて、今後、Aが貴殿と直接会つて話し合いをするということはありません。

また、Aは任意保険に加入しており、満殿の損害額についてはすべて保険の中でもかなう所存ですので、Aが保険外の金銭を支払う考えもございません。

双方の過失割合について任意の話し合いでの合意が得られる見通しがないこと等から、当方としては法的な場において本件を解決したいと考えております。それ以外での解決は目下のところ考えておりませんので宜しくお願ひ申し上げます。

尚、これまで再三文書にて御通知申し上げましたところ
り、本件については、当職が一切の委任を受けておりま
すので連絡等はすべて当職宛にお願いいたします。

平成九年六月一三日

大分市＊＊町＊—＊—＊
弁護士 K

佐伯市＊＊町＊丁目＊＊番＊号

こうして、事故時の状況はあやふやなまま、岡川さん



意識を取り戻した岡川満さん(故人)と、忠生さん(右)、茂樹さん(左)兄弟。父親の介護をしながら、眞実を捜す日々が続いている

きな要因のひとつになつたことは間違いないだろう。

実は、岡川さんが私に初めて手紙をくださつたのは、97年5月のことだつた。当時私は『週刊朝日』で「こんな自賠責保険ならいらない」という告発ルポを連載していたのだが、それを読んで、「自分たちも安田火災から大変ひどい仕打ちを受けていた。なんとかこの実態を取材していただけないか」と、情報提供をしてこられたのだつた。

送られてきた封書の中には、問題の「御通知」のコピーが同封されていた。

そして「御通知」のなかの「正面衝突」という虚偽の記載部分を強調するために、マーカーでラインが引かれ、長文の手紙や教育委員会宛ての「請願書」なども一緒に添えられていた。

当時、岡川さんが作成した「請願書」の一部分を、原文のまま抜粋する。

「96年11月の初旬に、ある弁護士から書状が届き、この件は一切自分が引き受けたからA先生(加害者)には直接接觸しないでくれ、と言つてきました。今まで一度たりとも法外な要求などしたこともないのに、嘘がばれたら今度は他人に任せ、一切の責任を回避しようとするそ

「遺族らの行為は名誉毀損にあたり、社会的に相当な範囲を逸脱している」として220万円の支払いと、教諭宅や勤務先の訪問を禁じる判決を言い渡した。

この事故は96年8月、佐伯市の国道でバイクと乗用車が衝突、バイクの男性(当時79歳)が左足切断などの大怪我をした。当初、県警は教諭の主張に従いバイクが中央線をはみ出して正面衝突したとしたが、男性が意識を取り戻し、信号待ちのバイクに車が追突したと主張。その後の調べで、右折しようとしたバイクに直進していた乗用車がぶつかったとされた。

男性は「佐伯署の提出した証拠写真に季節はずれの花が写っている。写真はねつ造だ」として、証拠写真を作成した警官2人を大分地検に告発したが、「写真に写っているのは花ではない」として01年8月、警官は不起訴処分になつた。

事故後、男性らが頻繁に面会を求める県教委で座り込みをするなどしたため、教諭は96年11月、話し合いはすべて弁護士を通じてするよう申し入れた。遺族らは00年12月頃から教諭の自宅や勤務先周辺で「証拠はでっち上げ」といった内容のピラを配つたり、教諭宅を訪れてしつこく面会を求めたりした。

判決では、こうした行為は名誉毀損にあたるとした。さらに「教諭やその家族らに精神的苦痛を与えており、今後も人格権を侵害する行為に及ぶ恐れがある」と認め、訪問禁止を命じた。

遺族は「真相を知るため名誉毀損を覚悟でやつたこと。今後は署名活動などを通じて訴えていきたい」と話している(『朝日新聞』2002年11月30日付)

岡川さんは、この判決のあとすぐに控訴し、現在は福岡高裁の判決待ちだという。

損保会社からの一方的な「御通知」に、被害者はどう対応すればいいのか

それにもしても、いつたい、どこで歯車が狂つたのか。なぜ、被害者の家族が「名誉毀損」で訴えられなければならなかつたのか……。

取材しながら、つくづくむなしさを感じことがある。この事件は、警察や検察の捜査にも大きな問題があり、その原因を簡単に分析することはできないが、振り返つてみれば、事故の2カ月後に被害者のもとに送られてきた「御通知」が、被害者と加害者の信頼関係を崩す、大

の姿勢には、私だけではなく誰もが憤りを覚えるのではないか。どうか。

その時点では弁護士は、事故の態様を「正面衝突」として通知書を送つてきていますので、事実の確認も取れていないような代理人と話すつもりなどありません。しかし

も保険会社とA先生の両者を同時に代理人として引き受けているますが、A先生と保険会社の間で利害が相反するという事態は起きないでしょうか。経済的責任においては両者共通しますが、道義的、倫理的責任、また刑事的責任と行政的責任はA先生にのみかかるもので、なんら保険会社には関係ないことだと思います。

96年11月12日（事故の2カ月半後）、突然A先生が来て、「謝罪したくても保険会社から会うなと言われ、見舞いにも来られなかつた……」と言つて、梨を二つ置いてきました。その後、A先生からは何も連絡はありません。

（中略）私の父母はこの10月1日付で、5年間病氣もなく健康保険も使わなかつた健康優良老人として市の表彰を受けました。皮肉なことに、この事故で老人保険を使用することになり、表彰状を私が代理として受け取り、ベッドの父とそれに付き添う母に手渡しました。父はこの夏も一人で山の手入れをし、二反の畑を耕作し、母と

二人で宅配便の仕事もしておりましたが、もうそんな父の姿を見ることはできないかもしれません

示談交渉サービスの弊害

「謝罪したくても保険会社から会うなと言われ、見舞いにも来られなかつた」

加害者であるA氏のこの言葉が事実なら、A氏もまた、損保会社の被害者といえるかもしれない……私は岡川さんから寄せられた資料に目を通しながら、いつたい何のための自動車保険なのだろう、示談交渉サービスの方はこれでいいのだろうかと、考えさせられたことを覚えている。

事故から7年目を迎えた今、被害者の息子である岡川さん兄弟は、加害者から起こされた名誉毀損裁判で敗訴し、今も高等裁判所で係争中である。

そんなんか、当初「正面衝突」だという通知書を、代理人だと称するK弁護士の名前で、何食わぬ顔で送付してきた安田火災海上保険（現・株式会社損害保険ジャパン）は、この事件について、どのような見解を持つているのだろうか。

私は、名誉毀損裁判の一審判決が出て間もなく、損保ジャパンの本社広報に出向き、一連の「御通知」などを再度検証してもらうことになりました。

以下は、損保ジャパンからの回答である。

（年末にご質問いたいた件、社内にて確認しましたので以下のとおりご報告いたします。

1. 本事故に関して、A氏（加害者）、安田火災、弁護士の関係は？

・ A氏とK弁護士は委任契約を締結しています。

・ A氏と当社は保険契約を締結しています。

・ 当社は、A氏との保険契約に従いK弁護士を紹介したものです（弁護士を紹介するなどの契約者への支援行為）。

・ 従つて本事故に関して当社とK弁護士の間には委任契約は存在しません。

・ 当社から見ると、K弁護士は契約者の代理人との認識です。

2. 安田火災、弁護士は、事故形態の確認をしたのか？

・ 当社は事故証明書内の「事故類型」のみで、本件を判断したわけではなく、独自調査を行つたうえで、平成8年9月中旬（事故から1カ月以内）には「正面衝突」で

はなく「側面衝突」との把握をしています。

・ 弁護士がどのような認識に基づき通知書を作成したかは不明です。

（弁護士には確認の連絡をしましたが、記憶にないとのことです）

・ ただし弁護士が通知書を発送する以前に契約者、弁護士、当社にて事故対応につき打ち合わせを実施しています。

3. 弁護士から岡川氏に出された通知書をチェックしているのか？

・ 6年前のことと、当時の担当者が通知書を読んだかどうかは確認できませんが、弁護士が通知書を出したタイミングで、当社は既に「側面衝突」との認識をしていました。

4. A氏本人が「側面衝突」を認めた2カ月近く後に、このような通知書が発送されたことに関して、保険会社としてはどのように考えるか？

・ 契約者が委任した弁護士の行為であり、当社はコメントを差し控えたいと思います。

5. 今回、通知書の内容に事実相違があつたことを受け、ケアレスミスがあれば、今後どのように気をつけ

ないといけないか？

・保険会社は、その時点における最大限の情報収集を行つたうえで、できる限りの事実を把握し、当事者（加害者、被害者等）へ情報を提供しなければならないと思います。

以上です♪

損保ジャパンは、他社とは違つて、「ちらの質問にひとつひとつ丁寧な回答を寄せててくれた。そのことについては感謝しているし、高く評価したいと思う。しかし、この回答によつてまた新たな疑問が浮上してしまつた。

損保ジャパンによると、K弁護士と安田火災は、本件において委任契約を結んでおらず、したがつて岡川さんのもとに送られた「御通知」のなかの「A及び安田火災海上保険株式会社の代理人として……」という記述は間違つてあるというのだ。

となると、言葉は悪いが、あの記述は「騙り」と言われてもしかたがないのではないか（K弁護士にも事実関係を確認しているが、今のところ、コメントは寄せられていない）。

また、安田火災は、弁護士と打ち合わせをしたといい

ながら、被害者に送られた「御通知」の中身をいつさいチェックしていかつたとでもいうのだろうか？

「現実は、損保会社主導で査定を行ない、弁護士はそれに従つて文書を仕上げているだけ」という実務家の声が多いのも事実だが、任意保険に付いていいる、いわゆる「示談交渉サービス」の弊害は、この先も見過ごせない大きな問題だといえるだろう。

この事件のはかにも、私の手元には、一方的で、高圧的で、脅迫的な「御通知」が山のようにある。決してオーバーではない。本当に孤独な被害者は、弁護士から突然送りつけられた「御通知」を前に、ひとり悩み苦しんでいるのだ。

〈保険会社は、その時点における最大限の情報収集を行つたうえで、できる限りの事実を把握し、当事者（加害者、被害者等）へ情報を提供しなければならないと思います〉

損保ジャパンからの、この回答にもあるように、各損保会社と加害者の代理人弁護士には、そのことを徹底していただきたい。

岡川事件の名誉毀損裁判の高裁判決は、本誌の刊行後、間もなく言い渡される。眞実はまだ闇のなかである。